

湖西市

DX 推進課

見積書の記載要領: 新居・内山地区 地上デジタル放送受信環境再整備業 務

湖西市 DX 推進課

目次

0. 様式について	2
年度別の支払額について	2
1. この見積の基本的な考え方	2
2. 共通前提	2
3. 必ず記載していただく事項	3
記載を求めない事項	4
4. 参考様式（表 1 区分の例示）	4
記載上の注意	5
5. 表 3 提案要素に係る費用の計上区分	5
6. 想定と異なる事態が生じた場合の取扱い	6
6.1 受注者が提案総額の範囲内で調整するもの	6
6.2 発注者と協議するもの（要求仕様書 8.1 の変更管理）	6
6.3 契約金額の変更を請求できるもの（初期対応に限る）	6
6.4 長期運用（20 年）の取扱い	6
7. 記載上の共通注意	7

本要領は、提案書に添付する見積書について、**記載していただく事項**及び記載条件を定めるものである。要求仕様書 9.6（見積・価格条件）に対応する。

0. 様式について

- ・ **見積書の様式は任意とする。** 貴社の通常の様式によって差し支えない。発注者が定める様式の使用を求めるものではない。
- ・ 発注者は参考様式（Excel「見積費用総括表」）を併せて提示するが、**その使用は任意**である。参考様式を用いず、自社様式に下記 3. の事項を記載する方法でもよい。
- ・ 発注者が指定するのは**記載していただく事項**（下記 3.）であり、様式・レイアウト・区分の立て方ではない。

年度別の支払額について

本業務に係る経費は**令和 8 年度予算**に計上するものであり、支払は**単年度において一括して行う**ことを基本とし、年度ごとに支払額を定める分割支払は行わない（要求仕様書 9.2）。長期運用（20 年）に要する費用も、20 年間の総額を契約時に確定して初期対応分と併せて支払う。

したがって、**年度別の支払額の記載は求めない**。一般的な委託業務の見積様式には年度ごとの金額欄が設けられていることがあるが、本業務ではこれを用いる必要はない。

1. この見積の基本的な考え方

本業務は、提示する予算額の範囲内で提案を求める方式による。価格のみで優劣を決するものではなく、提案内容と併せて審査する。

- ・ **予算額（上限）：税抜 15,596,000 円／税込 17,155,600 円（上限額との対比は税込金額により行う）**
- ・ **上記は初期対応と長期運用（20 年）の合計に対する上限額であり、視聴支援期間 20 年の有線方式等の利用に係る対価を含む。** 長期運用の額は初期対応と分けて示していただくが、上限額の対象から外れるものではない。**合計額が上限額との対比対象**となる。
- ・ **提案総額は、下記 2. の共通前提に基づく一式の額とする。** 世帯ごとの対応方式が現地確認の結果として共通前提と異なることとなった場合においても、**これによる減額精算は行わない**。受注者は提案総額の範囲内で調整するものとする。
- ・ **共通前提の範囲内で必要な対応を実施することは、上限額の範囲内における受注者の責任とする。** 個々の世帯についていずれの方式を用いるか及びこれに要する費用の配分は受注者の裁量に属する（要求仕様書 4.3・9.6）。アンテナの向き調整・引込みその他の対応方式ごとに要する費用も、**この上限額の範囲内で調整していただく趣旨**である。
- ・ ただし、**初期対応**については、賃金・物価の著しい変動その他受注者の責めに帰することができない事由による契約金額の変更は妨げない（6.3）。これらに備えた予備費を提案総額に上乗せする必要はない。
- ・ 一方、**長期運用（20 年）は 20 年間に要する費用の総額を提案時に確定する。年額改定は行わず、後年度における追加の費用請求は認めない**（6.4）。有線方式等の利用に係る対価その他 20 年間に必要となる費用は、将来の改定見込みを含めて長期運用の額に織り込むこと。

金額は税抜・税込を分けて記載すること。端数処理は円未満切捨てとする。

2. 共通前提

すべての区分に共通する前提として、次を置く。提案者はこの前提に基づいて総額を算定すること。前提を独自に読み替えて積算した場合は、その旨と理由を付記すること。

項目	内容
対象世帯数	53 世帯 （新居地区 10・内山地区 43）
建物構成	戸建 47・集合住宅 1 棟 6 世帯
対応方式の想定	有線方式等 32 / アンテナ調整等 9 / 個別判断 12（令和 7 年度実態調査に基づく整理）
個別判断 12 世帯	契約後の現地確認及び受信測定により方式を決定する。 見積上は有線方式等が必要になるものとして見込むこと
電柱等の共架	共架許可の申請事務に要する費用は総額に含めること。許可が得られない場合の取扱いは 6.2 による
既存アンテナ	通常想定される範囲の部材交換・調整は総額に含めること
対象外	GF 装置本体の撤去工事（後年度・別予算）。引継資料の整備（6.1.6）のみ本業務に含む

個別判断 12 世帯を有線方式等として見込むのは、**提案間の価格比較を同一条件で行うための共通前提**であり、当該世帯の対応方式を確定するものではない。実際の方式は現地確認の結果に基づき発注者が判断する（要求仕様書 4.1・4.3）。現地確認の結果アンテナ調整等で対応可能となった場合も、上記のとおり減額精算は行わない。

対応方式の想定世帯数は**発注者が上表のとおり共通の前提として示す**ものであり、提案者がこれを調査して積算する必要はない。

3. 必ず記載していただく事項

様式は任意であるが、次の事項は必ず記載すること。**これ以外の事項の記載は任意**である。

#	記載事項	補足
1	提案総額 （税抜・税込）	2. の共通前提に基づく 53 世帯に対する一式の額。上限額との対比は税込額による
2	初期対応の額 （税抜・税込）	現地確認・受信測定及び対応方針の設計、住民説明・意思確認、受信環境の整備、初期設定・視聴確認
3	長期運用（20 年）の額 （税抜・税込）	20 年間に要する費用の総額。有線方式等の利用に係る対価を含む
4	2. の共通前提に基づく一式の額である旨	前提を読み替えた場合はその旨と理由

#	記載事項	補足
5	20 年間に必要となる費用を 織り込んだ旨	将来の料金改定・物価変動の 見込みを含めて長期運用の額 に織り込んだ旨と、その考え 方（2～3 行で足りる）
6	提案要素（要求仕様書 6.2）に 係る費用を提案総額に含む旨	別建て加算は認めない。計上 した区分は 5. の表による
7	代表業者以外の事業者が実施 する部分の費用を含む旨	要求仕様書 4.2・4.3
8	消費税率及び見積の有効期限	消費税率は提案書提出日時点 の税率による
9	長期運用の額を提案時に確定 できない事由がある場合は、 その事由と代替となる履行方 式（ 該当時のみ ）	後年度に請求するのではなく、 提案の時点で発注者が判断で きえるようにするための記載。 要求仕様書 6.2.6 の提案要素 として評価する

2. と 3.（初期対応と長期運用の区別）を必須とするのは、要求仕様書 9.2 の支払条件（長期運用は 20 年総額を契約時に確定し、後年度の追加請求を認めない）に対応するためである。この 2 区分のほかに区分を設けるかどうか、どのような区分とするかは、提案者の判断による。

記載を求めない事項

事項	理由
年度別の支払額	支払は単年度一括のため（0. 参照）
世帯単位の単価、対応方式ごとの内訳その他の 積算根拠の内訳	共通前提の範囲内での対応は上限額の範囲内 における受注者の責任であり、 内訳は審査及 び精算の対象としないため。記載していただ いても差し支えないが、必須ではない。 受信環 境の整備に係る額は、共通前提を踏まえた 丸 めた総額 で足りる
費用見積詳細内訳書その他の内訳書の添付	同上。添付は任意

4. 参考様式（表 1 区分の例示）

参考様式（Excel「見積費用総括表」）及び下表に示す区分は**標準的な例示**である。提案者は自らの積算の単位に合わせて区分を追加し、名称を変更し、又は統合することができる。

区分	内容	対応する要求事項	税抜金額	税込金額	補足（任意）
初期対応	現地確認・受信測定及び対応方針の設計	6.1.1 / G1			
初期対応	住民説明・意思確認	6.1.2 / G2			
初期対応	受信環境の整備（アンテナ調整等・有線方式等への切替を含む）	6.1.3 / G3			
初期対応	初期設定・視聴確認	6.1.4 / G4			
—	初期対応計				3. の記載事項 2
長期運用	長期運用（20 年）	6.1.5・6.1.6・6.1.7 / G5-G25			20 年総額。有線方式等の利用に係る対価を含む。3. の記載事項 3
—	合計				予算額（上限） 税込 17,155,600 円 との対比欄（対比は税込による）

記載上の注意

- ・ **プロジェクト管理・報告に要する費用（第 8 章）及び測定様式の整備費（6.1.7）** は、いずれかの区分に配賦すること。区分外に別建てで計上しないこと。
- ・ **提案要素（6.2）に係る費用** は、該当する区分の額に含めること（5. 参照）。
- ・ 区分を追加・変更・統合した場合は、**計及び合計の額が整合するよう調整すること**。発注者は合計額（税込）により上限額との対比を行う。
- ・ 補足欄の記載は任意である。

5. 表 3 提案要素に係る費用の計上区分

要求仕様書 6.2 の提案要素について、費用を計上した区分を示すこと。**提案要素に係る費用は提案総額に含めること**とし、総額への別建て加算は認めない。

提案要素	要求事項	計上した区分（見積書で用いた区分名）
住民コミュニケーション向上策	6.2.1	
方式中立性を強化する事業者間連携設計	6.2.2	
運用効率化・ナレッジ継承策	6.2.3	
ライフサイクル費用最適化	6.2.4	
世帯群別の方式選定最適化アプローチ	6.2.5	
長期視聴支援（20 年）の実現方式と事業継続性	6.2.6	
想定リスクへの予防・低減策	6.2.7	

追加の費用が生じない提案要素については「―」と記載すること。金額の記載は求めない。

6. 想定と異なる事態が生じた場合の取扱い

取扱いを次の 4 つに分ける。6.1 は受注者が負う範囲、6.2 は発注者との協議事項、6.3 は初期対応に限った契約金額の変更、6.4 は長期運用（20 年）の取扱いである。

6.1 受注者が提案総額の範囲内で調整するもの

- ・世帯ごとの対応方式が 2. の共通前提と異なることとなった場合（個別判断 12 世帯がアンテナ調整等で対応可能となった場合を含む）。減額精算は行わない。
- ・現地条件が通常想定される範囲で異なっていた場合。
- ・提案書には、総額の範囲内で吸収する範囲と、6.2 の協議を要する範囲の境界についての考え方を簡潔に記載すること（数値による線引きまでは求めない）。

6.2 発注者と協議するもの（要求仕様書 8.1 の変更管理）

次のいずれかに該当し、業務量が共通前提を著しく超える場合は、発注者と協議する。協議は発注者承認事項として記録する。

1. 対象世帯数そのものが変更となった場合（53 世帯の増減）
2. 電柱等の共架許可が得られず、当該世帯について方式の変更を要する場合
3. 発注者の指示により業務の範囲を変更する場合

6.3 契約金額の変更を請求できるもの（初期対応に限る）

初期対応について、賃金水準若しくは物価水準の著しい変動、法令の改正、災害その他受注者の責めに帰することができない事由により提案総額が不適當となったときは、契約約款の定めるところにより、発注者及び受注者のいずれからも契約金額の変更を請求することができる。

- ・6.1 は共通前提と実態の差を受注者が吸収する趣旨であり、初期対応の履行期間中に生じた外部環境の変動まで受注者に負担させる趣旨ではない。
- ・したがって、これらの事由に備えた予備費を初期対応の額に上乗せする必要はない。

6.4 長期運用（20 年）の取扱い

長期運用は 20 年間に要する費用の総額を提案時に確定するものとし、年額改定は行わず、後年度における追加の費用請求は認めない。

- ・有線方式等の利用に係る対価その他 20 年間に必要となる費用は、**将来の料金改定・物価変動の見込みを含めて**長期運用の額に織り込むこと。6.3 は長期運用には適用しない。
 - ・趣旨は、発注者が 20 年分の債務を契約時点で確定させ、後年度の予算変動リスクを負わないことにある。
 - ・提案時に 20 年総額を確定できない事由がある場合は、その事由と代替となる履行方式を**提案書及び見積書に明記**すること（3. の記載事項 9）。後年度に請求するのではなく、提案の時点で発注者が判断できるようにするための記載であり、要求仕様書 6.2.6 の提案要素として評価する。
 - ・G5-G24 は使用しない予約 ID であり、受注者・発注者のいずれにも毎年度のプロジェクト上の確認、承認、会議又は報告を求めない（要求仕様書 7.3.5・9.2）。
-

7. 記載上の共通注意

1. 金額は税抜・税込を併記すること。消費税率は提案書提出日時点の税率による。**上限額との対比は税込金額により行う**ため、合計の税込金額が予算額（上限）を超えないこと。
2. 対象世帯を特定し得る情報（世帯主氏名、住所、建物名等）を見積書及び添付資料に記載しないこと。世帯は区分と数量のみで表すこと。
3. 特定の事業者名・サービス名を前提とした記載を避け、中立的な表現（「有線方式等」等）を用いること（要求仕様書 6.3）。
4. 代表業者以外の事業者が実施する部分の費用も、代表業者の見積に含めて提出すること（要求仕様書 4.2・4.3）。
5. 空欄は「該当なし」と区別できないため、費用が発生しない項目には「0」又は「―（理由）」を記載すること。
6. **様式及び区分の立て方は提案者の判断による**。発注者が指定するのは 3. の記載事項のみである。ただし、初期対応と長期運用（20 年）の区別及び合計額は必ず示すこと。
7. **年度別の支払額、世帯単位の単価、対応方式ごとの内訳の記載は必須としない**。これらを記載していただいても差し支えないが、審査及び精算の対象とはしない（要求仕様書 4.3・9.6）。